

○尾張旭市要保護児童対策地域連携会議運営要綱

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護又は同条第5項に規定する要支援児童（以下「要支援児童」という。）若しくは同項に規定する特定妊婦（以下「特定妊婦」という）への適切な支援に関わる機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連携を推進することにより、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見及び保護又は支援を図ることを目的として、法第25条の2第1項の規定に基づく要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議（以下「連携会議」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 連携会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）の早期発見及び保護又は支援に関すること。
- (2) 要保護児童等に関する情報の交換に関すること。
- (3) 要保護児童等対策の啓発及び関係機関等の協力体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 連携会議は、別表1に掲げる関係機関等により構成する。

2 連携会議は、前条の所掌事項を遂行するため、関係機関等の代表者で構成する代表者会議、関係機関等の実務者で構成する実務者会議及び個別の要保護児童等と直接関わりを有している関係機関等の実務者で構成する個別ケース検討会議により組織する。

3 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議は、別表2に掲げる関係機関等により構成する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (2) 実務者会議の活動状況の報告とその評価

2 代表者会議は、福祉事務所長が招集する。

3 代表者会議の座長は、福祉事務所次長とする。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、定期的を開催し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 定期的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討

- (2) 要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握
- (3) 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- (4) 連携会議の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告

2 実務者会議の座長は、こども子育て部こども家庭課長をもって充てる。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は必要に応じて開催し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- (2) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (3) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (4) 事例の主担当機関と主たる援助者の決定
- (5) 実際の援助、介入方法（支援計画）の検討
- (6) 次回会議（評価及び検討）の確認

2 個別ケース検討会議の座長は、こども家庭課長をもって充てる。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 連携会議の効果的な運営を図るため、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として、こども子育て部こども家庭課を指定する。

(守秘義務)

第9条 連携会議の構成員は、法25条の5の規定に基づき、事業の遂行及び会議を通じて知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。連携会議の構成員でなくなった後も同様とする。

(資料又は情報の提供)

第10条 実務者会議及び個別ケース検討会議の座長は、必要に応じて関係機関等以外の者に出席を求め、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定に基づき出席を求められた者は、会議を通じて知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 連携会議の庶務はこども子育て部こども家庭課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は連携会議が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月18日から施行する。
- 2 市役所内虐待等児童検討会設置要綱（平成13年5月23日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

関係機関等名
尾張旭市福祉事務所長
愛知県中央児童・障害者相談センター
愛知県瀬戸保健所
愛知県守山警察署
社団法人瀬戸旭医師会
公立陶生病院
社団法人愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部
尾張旭市内私立幼稚園
尾張旭市内私立保育園
尾張旭市民生委員・児童委員協議会
尾張旭市主任児童委員
尾張旭市人権擁護委員
尾張旭市少年センター
尾張旭市小中学校長会
尾張旭市立小中学校

尾張旭市教育委員会学校教育課
尾張旭市健康福祉部地域福祉課
尾張旭市こども子育て部長
尾張旭市こども子育て部こども未来課
尾張旭市立保育園
尾張旭市立児童館
尾張旭市子育て支援センター
尾張旭市こどもの発達センター
尾張旭市こども子育て部こども家庭課
その他市長が必要と認める関係機関等

別表２（第４条関係）

会議の種類	関係機関等名
代表者会議	尾張旭市福祉事務所長
	愛知県中央児童・障害者相談センター
	愛知県瀬戸保健所
	愛知県守山警察署
	社団法人瀬戸旭医師会
	公立陶生病院
	社団法人愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部
	尾張旭市民生委員・児童委員協議会
	尾張旭市主任児童委員
	尾張旭市人権擁護委員
	尾張旭市少年センター所長
	尾張旭市小中学校長会
	尾張旭市教育委員会管理指導主事
	尾張旭市こども子育て部長
	尾張旭市こども子育て部こども未来課長
尾張旭市こども子育て部こども家庭課長	
その他市長が必要と認める関係機関等	
実務者会議	愛知県中央児童・障害者相談センター
	愛知県瀬戸保健所
	愛知県守山警察署
	公立陶生病院

	尾張旭市少年センター
	尾張旭市教育委員会学校教育課
	尾張旭市健康福祉部地域福祉課
	尾張旭市こども子育て部こども未来課
	尾張旭市立保育園
	尾張旭市立児童館
	尾張旭市子育て支援センター
	尾張旭市こどもの発達センター
	尾張旭市こども子育て部こども家庭課
	その他市長が必要と認める関係機関等
個別ケース 検討会議	愛知県中央児童・障害者相談センター
	愛知県瀬戸保健所
	尾張旭市内私立幼稚園
	尾張旭市内私立保育園
	尾張旭市民生委員・児童委員
	尾張旭市主任児童委員
	尾張旭市人権擁護委員
	尾張旭市少年センター
	尾張旭市立小中学校
	尾張旭市教育委員会学校教育課
	尾張旭市健康福祉部地域福祉課
	尾張旭市こども子育て部こども未来課
	尾張旭市立保育園
	尾張旭市立児童館
	尾張旭市子育て支援センター
	尾張旭市こどもの発達センター
	尾張旭市こども子育て部こども家庭課
	その他市長が必要と認める関係機関等